

令和2年6月三種町議会定例会会議録

令和2年6月12日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課	長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝幸
税務課	長	金子英人	町民生活課長	荒川浩幸
福祉課	長	加賀谷司	健康推進課長	佐々木恭一
農林課	長	寺沢梶人	商工観光交流課長	工藤一嗣
建設課	長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明
琴丘支所	長	工藤伸也	山本支所長	後藤芳英
会計課	長	平澤仁美	教育長	鎌田義人
教育次長	長	後藤誠	農業委員会事務局長	佐藤慶一

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	桜庭勇樹	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主任	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 3 5 号 令和 2 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 2 議案第 3 6 号 令和 2 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 3 議案第 3 7 号 令和 2 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 4 議案第 3 8 号 令和 2 年度三種町水道事業会計予算の補正について
- 第 5 議案第 3 9 号 令和 2 年度三種町下水道事業会計予算の補正について
- 第 6 議案第 4 0 号 三種町町税条例の一部改正について
- 第 7 議案第 4 1 号 三種町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4 2 号 三種町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 9 議案第 4 3 号 三種町介護保険条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 4 4 号 三種町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 4 5 号 三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 4 6 号 三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 4 7 号 三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 4 8 号 財産の無償貸付について
- 第 1 5 議案第 4 9 号 財産の取得について（住民共助運行用車両）
- 第 1 6 請願・陳情付託委員会の審査報告（発委第 3 号から第 7 号までの上程）
- 第 1 7 請願第 1 号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書
- 第 1 8 陳情第 2 号 公立学校に「1 年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情
- 第 1 9 陳情第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 2 1 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第 2 0 陳情第 4 号 日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択の陳情書
- 第 2 1 陳情第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
- 第 2 2 発委第 3 号 秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書について
- 第 2 3 発委第 4 号 公立学校に「1 年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する意見書について
- 第 2 4 発委第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元を求める意見書について
- 第 2 5 発委第 6 号 日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書について
- 第 2 6 発委第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 第 2 7 常任委員会委員の選任について
- 第 2 8 議会運営委員会委員の選任について

- 第 29 能代山本広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 第 30 能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 第 31 閉会中の継続調査の件

議長 金子芳継は、令和 2 年 6 月 12 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 10 時 00 分 開会）

議長（金子芳継）

おはようございます。

本日の出席議員数は 15 名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

本日の日程について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営（後藤栄美子）

委員長 おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、議事日程について協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております議事日程第 3 号のとおり、既に上程、付託されております議案及び請願、陳情の審議のほか、委員会提出の議案 5 件及び委員会の構成替え等議案 4 件を追加上程することといたしましたので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（金子芳継）

議会運営委員長の報告を終わります。

日程第 1. 議案第 35 号「令和 2 年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。9 番、成田議員。

9 番（成田光一）

コロナウイルス感染支援策ということで、いろいろと町のほうで出していると思います。結構種類が多いので、やはりぱっと、この後町民にこれを PR するときもやはりみんな何が自分に合うのか、それを探すのにも大変だと思うんです。分かりやすくもちろん準備するんでしょうけれども、自分で見つかったところを、例えば事業継続支援金のところが自分に当てはまるとなったときでも何が必要なのか、結構その項目によっていろいろ必要なもの、必要でないものが出てくるわけなんですね。そういったものを分かりやすく一覧表とか、もちろん町民に PR した上で説明していかないと、ネットでもできる、窓口に来れば説明する、商工会に行けば説明できるとかっていうふうになれば、どこに行けばいいんだか分からないのが現状だと思います。その辺、どういうふうな手はずになっていますか。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

町では各種支援策のガイドブックも作成しております。国の事業、県の事業、町の単独事業、議決いただければ町の事業も付け加えまして、ホームページ及び商工会とか役場の支所のほうに配置する予定でございます。それに基づきまして、各対策の相談につきましては経済対策室で全て受け付けして対応してまいりたいと考えております。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

1回は経済対策室に足を運んだ上でまず分かる、確認するということになるんでしょうけれども、例えば私、能代で事業をやっている関係で、例なんですけれども能代市はこのホームページを開けば全部出てくるわけなんですよ。自分に何が必要なのか、その上で何を書類持っていけばいいのか、1回で事済みました。そういったこともありますので、事前に何回も行ってからまた足運んでというやり取りしてやっている手間はやはり大変ですので、事前に自分で準備できるものが何なのかを調べられる段取りというのも必要だと思います。どうかその辺、もう能代とかほかのほうはもう支給になっているところもありますので、そういったところを見ながら少し勉強してもらって、簡単に手続きができるようなやり方をぜひやってほしいというのが希望です。どうでしょうか。

議長（金子芳継）

総務課長

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

ガイドブックの中にも必要書類とか申請方法とかも詳細に書いておりますし、申請書もダウンロードできるような形の対応はしてまいりますので、そこら辺を注意してガイドブックに載せていきたいと思っております。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

ぜひお願いします。

ちなみにですね、隣の能代の例を出して申し訳ないんですけども、能代は事業継続支援金ということで、これは30%以上減少している場合ということで、私ちょっと行って見たんです。そしたら、国の持続化給付金の支援も同じ書類を提出して、全部一緒なので、もしそちらも対象になるかとか分からなかったらうちのほうで調べますからということで、その場ですぐ手続きしてもらって、全部市役所の職員がその場でインターネット開きながらパスワードも作って、すぐやってくれたんですよ。そういうことをやってくれ

ば本当ありがたいですので、やはり誰しもインターネットに強いわけではありませんから、こういった国の持続化給付金なんていうのはやはりネットの中でしかやっていけないことになっています。すごく不安だと思いますので、ぜひそうならないように何ぼでも手助けできる方法を考えながらやってほしいと思います。

もう一点、すみません。教育費の中で学生支援給付金というのがあります。この中でアルバイト等のどうのこうの書いていて、大学生、短大生、専門学校生等のいる保護者に対してというふうになっています。これは大学院生はどうなんですか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

大学院生についても含まれます。

9番（成田光一）

分かりました。以上です。

議長（金子芳継）

ほかに。7番、加藤議員。

7番（加藤彦次郎）

29ページの商品券発行事業と宿泊費助成金についてお尋ねいたします。

宿泊費補助金につきましては、先般課長にいろいろ聞いたわけでした、対象は全ての人であると、町から宿泊施設へ補助をするんだと。その際、領収書の写し等で確認するんだと。期間は7月1日から3月31日までを予定しており、現在要項を策定中であると。県の補助金との併用も可能、合宿補助金等はどちらか有利なほうを使ってもらおうというようなことで、宿泊業の届出のある施設、ゆめろん、ゆうばる、森山館、温泉ホテル、しばたん家、静山荘、穂波荘、宮田旅館等が該当するというふうに聞いております。それで、宿泊者には4,000円、素泊まりには2,000円ということですが、2,531万3,000円、この予算の積算の根拠をまず教えてください。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光交流課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

積算の根拠といたしましては、令和元年度の1月1日から令和元年度の12月31日までの町内の宿泊事業所の実績に基づきまして、その3月、4月、5月を除く人数、これに見込み数として予算を計上してございます。

議長（金子芳継）

7番。

7番（加藤彦次郎）

具体的にこれを単純に4,000円で割りますと、6,300人ちょっと。素泊まりも含めると7,000人くらいなのかなという気はしていますけれども、そのくらいは実績としてあったということで、それでこういう積算をしたということですが、対象が県外の人も含む。町内の人で町の旅館に泊まりに行くというのは、なくはないと思いますが、そんなに多いことではないと思うわけです。町の税金の使い方として、こうやって宿泊施設、大変難儀している宿泊施設を応援することはいいことだと思うんですけども、町の税金の使い方としては4,000円をほとんど町外の人になるだろう人に補助してあげるといえるのは、いかがなものかなと。4,000円という額も含めてどうなんだろうなという気もいたします。

それで、一番私がいいと思っているのは、商品券を1億5,000万円の発行の予定だと思うんですけども、このたびそれぞれ10万円いただいたわけですし、欲しい方がいっぱいいると思うんです。1億5,000万円を10万円で割ると1,500人しか当たらない。上限の10万円ずつ買ったとすればですよ、町民の10%の方にはしか行き渡らないわけです。どちらかというところこの宿泊補助金をもうちょっと減らして、商品券を多額に発行すべきではないかなというふうにも考えます。

今回、こうやって出ましたし、賛成はするわけですけども、以前20%プレミアムを発行したときに瞬く間に売れてしまったということがあるわけですが、売れてしまっちゃったんですね、商品券の追加発行などは考えているのでしょうか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（工藤一嗣）

交流課長 答えいたします。

今のところ、商品券の追加発行までは検討してございませんけれども、この後、国の補正等があった場合に、情勢を見てプレミアム商品券を再発行するかどうか、その売れ行きの状態にもよると思いますので、その都度検討してまいりたいと思います。

7番（加藤彦次郎）

宿泊もそうなんですけれども、旅館業者にとっては宴会も大きな商売だと思っています。町の人方が2割お得な宴会を開けるようにですね、宴会を開くと食材を買ったりいろいろな広がりがあるわけですから、ぜひともそっこのほうも考えていっていただきたいと思います。町長はいかがですか。

議長（金子芳継）

町長。

町長（田川政幸）

答えをいたします。

確かに、宴会も含めて飲食店関係のそちらの助成も検討はしなければいけないと考えております。この後、まず前にも申し上げているとおり、これま

での支援の情勢を見ながらというのも一つあるんだと思いますが、これからまたそういう次の対策もしっかり検討していかなければいけないと考えております。（「終わります」の声あり）

議 長（金子芳継）
ほかにありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第35号「令和2年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。
日程第2．議案第36号「令和2年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第36号「令和2年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
日程第3．議案第37号「令和2年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

- 議 長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第37号「令和2年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。
日程第4．議案第38号「令和2年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第38号「令和2年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。
日程第5．議案第39号「令和2年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第39号「令和2年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第40号「三種町町税条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第40号「三種町町税条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第41号「三種町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第41号「三種町国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 4 2 号「三種町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 4 2 号「三種町国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 4 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 4 3 号「三種町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 4 3 号「三種町介護保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 4 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 4 4 号「三種町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第44号「三種町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第45号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第45号「三種町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第46号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第46号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第47号「三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第47号「三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第48号「財産の無償貸付について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番、清水議員。

6番 (清水欣也)

2点ばかり質問したいと思います。

この事業は、ゆめろんの株主会といいますか、役員会といいますか、そういうところの表決は得ているものなんでしょうか。それが1つ。

それから2つ目は、これからいろいろな取決めをしていきたいというそういう話だったんですけれども、どのような形、方法でこれは取決めをしていくものなのかということです。例えば、この問題に関する一括した取決めをしていくのか、それともこれから行われる財産の貸付契約の中でこういうものを全て網羅していくのかというようなことです。どういう形、方法でこれを取決めをしていくのか。この2つについてお伺いいたします。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

1点目の株式会社ゆめろんの取締役会での承認の件でございますが、確認の上回答したいと思います。

2点目の契約に当たっての取決め事項をどうするのかということでありましてけれども、無償貸付については無償貸付の契約のみで行い、その他については新たな協定書を一括して締結していきたいと考えてございます。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

質問を終わりたいと思います。2つの質問でしたから。ただ、ここで結論を申し上げますと、こんなあやふやな事業を認めるわけにいかない、それが結論でございます。今の役員会の表決があったかどうか、これはお聞きするまでもなく、私はこの事業には反対でございます。したがって、討論の場で改めてその理由を申し上げたいと思います。

議長（金子芳継）

14番、安藤議員。

14番（安藤賢藏）

お尋ねいたします。

昨日も休憩中に課長にお聞きしたらあるということで、1キロ28円のもみ殻の、1キログラム当たりのもみ殻のカロリー、それから灯油1リットル当たりのカロリー。

それから一般的なボイラーだと耐用年数8年くらいと規定になっているんですが、この契約だと15年ということで非常に長いという契約期間だと思うんですが、この耐用年数。

もう一つ、今主力になっているメインのボイラー、これは灯油だと思うんですが、このボイラーの能力は何キロワットなのか。この3点についてお聞きします。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（工藤一嗣）

交流課長 お答えいたします。

ただいま手元に資料がございませんので、確認の上回答したいと思っております。

議長（金子芳継）

14番。

14番（安藤賢藏）

もみ殻を使ったほうが灯油よりもずっと安いということでのこの最初の取組であって、ずっとそういう説明を受けてきたんですけども、このカロリーがね、例えば灯油のカロリーの2分の1とか4分の3とかじゃないとペイしないわけですよ。単純にもみ殻は安いといっても、数字的に我々を説得してもらわないと安いとは言えないと思いますよ。

もみ殻ボイラーは、昨日調べたら日本では北海道が先進地で、畜産とかそれからハウスとかで大変利用されているんですが、これも原料が自前で準備できて無料だということであって、今回のように1キロ何ぼで買うということになるとまた、数字が説得力のある数字でないと分かりづらいということでお聞きしたわけです。どうかよろしくお願いします。

議長（金子芳継）

暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時46分 再開

議長（金子芳継）

会議を再開いたします。

先ほど、6番、清水議員からの質問に対しての答弁が保留されております。商工観光交流課長より答弁を求めます。商工観光交流課長。

商工観光交流課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

清水議員からの取締役会での承認を得ているかという点でございますが、令和元年の5月17日の取締役会でご説明し、承認を得てございます。

以上です。

議長（金子芳継）

いいですか。（「はい」の声あり）

では、次に先ほど安藤議員からの質問が保留されております。このことにつきまして商工観光交流課長より答弁を求めます。商工観光交流課長。

商工観光交流課長（工藤一嗣）

安藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、各ボイラーのカロリーでございますが、もみ殻のカロリーにつきまして、1キログラム当たり3,200キロカロリーでございます。灯油のカロリーにつきましては、1リットル当たり8,182キロカロリーとなっております。

あと、15年の契約内容が長いのではないかという点でございますが、ボイラーの耐用年数が15年となっていることから契約期間を15年としたものでございます。

3点目の現在のゆめろんの主力ボイラーのワット数でございますが、733キロワットのボイラーが2台設置されてございます。

以上です。

議長（金子芳継）

14番。

14番（安藤賢藏）

もみ殻の1キロ当たりのカロリーが3, 200カロリー。これで28円で買うわけだ。そうすると、今灯油が3日、4日前は61円か63円くらいだと思うんですが、2倍しても6, 400カロリー、2.5倍してやっと7, 500、8, 000カロリーくらいですね。そうすると、2.5倍ということは28円の2.5倍だから灯油価格を上回ってしまうんです、もみ殻の1キロ当たりの価格が、今現在ではね。そうすると、どうも説得力がないと思うんですが、いかがお考えですか。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

現在、もみ殻ボイラーを運転し、その実績を今確認しているところでございます。このコロナウイルスの影響により通常営業になったのが6月1日からということで、まだデータの不足な部分もございますので、この後、もみ殻ボイラーで灯油を使うよりも有利な状況であるということが証明できるかと思っておりますので、今後の状況を確認していきたいと思っております。

議長 (金子芳継)

14番。

14番 (安藤賢藏)

反対しているんじゃないんですよ。理解しようとしているから教えてもらいたいんですけども、この耐用年数がメーカーで15年となっていますけれども、これは耐用年数を決めるのは労働基準法ですよ、ボイラーの耐用年数は。15年というのはないですよ。これは石川島播磨のメーカーのもみ殻ボイラーですね。私のところでも使っていますけれども、8年です。この15年というのはどこから来たの。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

ボイラー設備を国に補助申請するに当たり、その基準として機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表、建物付属設備について、ボイラー設備は15年と記載してございます。これが国の申請の基準となっておりますので、これを基に15年という契約期間を設定してございます。(「終わります」の声あり)

議長 (金子芳継)

ほかにありませんか。7番、加藤議員。

7番 (加藤彦次郎)

単純な質問ですが、無償貸付の期間として今度の7月1日からというふうになっておりますが、稼働は2月の初旬だったと思います。その前に建設等もあったと思いますが、その間についてはどういうことになるんでしょう

か。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（工藤一嗣）
お答えいたします。

ボイラー設置から7月1日までの期間につきましては、行政財産の使用許可、手続的には不備があるということは認識していますが、当初行政財産の使用許可でボイラーを設置した経緯がございますので、無償貸付を行うまでの間は行政財産の使用許可ということで対応していきたいと考えてございます。

議長（金子芳継）
7番。

7番（加藤彦次郎）
使用許可ではまずいからこういう形にしたんじゃないでしょうか。終わったことだから使用許可で対応ということではよろしいのでしょうか。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（工藤一嗣）
お答えいたします。

議会の無償貸付の承認をいただくのが今定例会になってしまいました。その点で遡って無償契約をすることは不適切と考えてございます。議会の承認を得るまでは手続的に不備があったということにはなりますが、無償貸付という形で許可をしたということになります。

議長（金子芳継）
7番。

7番（加藤彦次郎）
ちょっとのみ込めなかったんですけれども、貸付けの期間として7月1日からになっているんだけれども、遡って無償貸付ということになるということなわけですか。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（工藤一嗣）
お答えいたします。

無償貸付をするには議会の議決が必要となることから、遡っての無償貸付はできないものと考えてございますので、7月1日から無償貸付をさせていただきたいと今定例会に上程させていただきました。よろしく願いいたします。

議長（金子芳継）
7番。

7番（加藤彦次郎）

分かりました。終わります。

議 長 (金子芳継)

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。6番、清水議員。

6番 (清水欣也)

さっき質疑のところで若干触れましたけれども、結論としてはとても賛成できるものじゃない。こんないい加減な、いい加減といえば語弊がありますかな、あやふやな事業なんて見たことない。それが結論であります。

それですね、この反対の理由をこれから申し上げていきます。

皆さんは、今まで実証事業でないというふうに繰り返し述べてきたわけです。ところが、この事業の内容というのは、業者の都合、思惑に沿った、そういう事業の仕組みになっているじゃないですか、いっぱい。その代表的な例として、業者の個人所有のまま町有地に設置しておく、そういう必要性の合理的説明が皆さんできてないわけですよ。何であそこに業者の所有の設備があるのかという、なぜそうしなければならないのかという合理的説明がないということです。これが私の第一番の理由であります。

それから、先ほどからゆめろんのためだとか、行政財産に資するためだとか言っておりますけれども、じゃあそれをですよ、保証すると言えればいいですか、確実にするための行政上の手続、民法上の手続、何もやってないじゃないですか。極めて不十分であります。

それから、設備投資が要らないから自前でやることによって格段に有利になると、ゆめろんが。そう言っているんですけども、そういう根拠は当たりませんよ、昨日から私は説明していますけれども。今日たまたま安藤議員も、今これに一部かぶさるような発言がありました。むしろ単独投資のほうがですよ、今の燃料単価を含め、カロリー一問題を含めて、全体の投資額が少なくなる可能性がある。これが3つ目の理由であります。

それから、もう一つ。先ほど来から言っている、商工観光交流課長も言っているようですが、昨日もいろいろありました。ゆめろんの段階で使用許可ができるものだと思って、7月1日だけれども、その前は使用許可でやらせてもらったと言っているんですけども、実際は何もやってないじゃないですか。使用許可は何も手続取ってないでしょう。うそを言うなど言いたいですよ。

その他この事業の細部にわたって非常に疑念の残る事業になっている、こういうことが結論でございます。

したがって、今回のこの提案については反対をいたします。

議 長 (金子芳継)

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第48号「財産の無償貸付について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (金子芳継)

着席してください。

起立多数です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第49号「財産の取得について（住民共助運行用車両）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第49号「財産の取得について（住民共助運行用車両）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 請願・陳情付託委員会より審査報告及び説明を求めます。

初めに、総務常任委員会より報告及び説明を求めます。総務常任委員長。

総務常任 (工藤秀明)

委員長 総務常任委員会に付託されました陳情につきましては、6月9日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

陳情第4号「日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択の陳情書」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

なお、当該陳情の趣旨の実現を図るため、発意第6号「日米地位協定の抜

本的な見直しを求める意見書について」及び発委第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を提出いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で陳情審査報告を終わります。

議長（金子芳継）

総務常任委員長の報告等を終わります。

ただいまの報告等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。

次に、教育民生常任委員会より報告及び説明を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生常任委員（平賀真）

教育民生常任委員会に付託されておりました陳情につきましては、3月2日及び6月9日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

陳情第2号「公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

なお、当該陳情の趣旨の実現を図るため、発委第4号「公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を導入する条例制定に反対する意見書について」及び発委第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書について」を提出いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で陳情審査報告を終わります。

議長（金子芳継）

教育民生常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より報告及び説明を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員（高橋満）

それでは、産業建設常任委員会に付託されておりました陳情につきまして

長 て、6月9日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
請願第1号「秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。
なお、当該請願の趣旨の実現を図るため、発委第3号「秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書について」を提出いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
以上で請願審査の報告を終わります。

議 長 (金子芳継)
産業建設常任委員長の報告を終わります。
ただいまの報告等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
以上で産業建設常任委員会の審査報告を終わります。
日程第17. 請願第1号「秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書」を議題といたします。
本件に対する討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
請願第1号「秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書」を採決いたします。
本件に対する委員長報告は採択であります。
本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
日程第18. 陳情第2号「公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情」を議題といたします。
本件に対する討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
陳情第2号「公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情」を採決いたします。
本件に対する委員長報告は採択であります。
本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第19. 陳情第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題といたします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第20. 陳情第4号「日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択の陳情書」を議題といたします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第4号「日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択の陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第21. 陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」を議題といたします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。
本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第22. 発委第3号「秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書について」を議題といたします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第3号「秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 発委第4号「公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する意見書について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第4号「公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

日程第24. 発委第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

日程第25. 発委第6号「日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第6号「日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

日程第26. 発委第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員会の委員は、委員会条例第6条第3項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、各常任委員会の委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

日程第28. 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会の委員は、委員会条例第6条第3項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会の委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

日程第29. 能代山本広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は議長による指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。能代山本広域市町村圏組合議会の議員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました伊藤千作議員、小澤高道議員、堺谷直樹議員が能代山本広域市町村圏組合議会の議員に当選されました。

当選人が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により口頭で告知いたします。

当選人は、その場で就任のご挨拶をお願いいたします。

最初に、伊藤千作議員。

3 番 (伊藤千作)

お受けいたします。どうかよろしく申し上げます。以上です。

議 長 (金子芳継)

次に、小澤高道議員。

15 番 (小澤高道)

微力ながら職務を遂行してまいりたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

次に、堺谷直樹議員。

13 番 (堺谷直樹)

職責を果たすべく頑張っております。よろしく申し上げます。

議 長 (金子芳継)

日程第30. 能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを

議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は議長による指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。能代市山本郡養護老人ホーム組合議会の議員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました小澤高道議員が能代市山本郡養護老人ホーム組合議会の議員に当選されました。

当選人が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により口頭で告知いたします。

当選人は、その場で就任のご挨拶をお願いいたします。小澤高道議員。

15番 (小澤高道)

こちらについても、微力ながら誠心誠意業務に遂行してまいりたいと思います。

議長 (金子芳継)

日程第31. 閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年6月三種町議会定例会を閉会いたします。

午前11時24分 閉会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 金 子 芳 継

三種町議会議員 小 澤 高 道

三種町議会議員 三 浦 敦